

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加)について

(諮問第3119号)

<目次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	9
3	申請概要	10
4	審査結果	18

参考(大部のため省略)

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)
- 参照条文

令和元年8月22日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 川 濱 昇 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和元年6月21日付け諮問第3119号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 継続約款の変更案に対する意見及びその考え方

一 網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加一

〔 意見募集期間：令和元年6月26日～同年7月24日 案件番号：145209352
 再意見募集期間：令和元年7月27日～同年8月9日 案件番号：145209367 〕

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 2件(法人：1件、個人：1件)

再意見提出者 10件(法人：2件、個人：8件)

(敬称略)

受付.	意見提出者	再意見提出者
1	個人	個人
2	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	東日本電信電話株式会社
3	—	西日本電信電話株式会社
4	—	個人
5	—	個人
6	—	個人
7	—	個人
8	—	個人
9	—	個人
10	—	個人

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● 網終端装置に係る接続メニューについて、新たな区分の追加は評価するが、全ての事業者に対する増設基準の緩和、さらにはトラヒックベースへの移行を進める必要がある。また、新メニューを利用すると、NTEの台数が30台と31台とで、必要な利用者数に大きな開きが生じる。この開きを埋めるための調整措置などが必要である。</p>	<p>再意見 1</p> <p>■ インターネット接続全体の状況を踏まえ、セッション基準の見直しの必要性について検討していくことも含め、今後とも接続事業者と連携してトラヒック増への対応を行っていく考え。本メニューの上限について、今後大きな環境変化等があった場合は、ISP事業者と相談しながら見直しを検討する。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 網終端装置 (NTE) の台数が30台までの中小規模事業者 (主に特定の地域でサービスを提供する事業者) について、NTEの増設基準が300セッションと大幅に引き下げられることは、円滑なインターネット接続を実現するための取り組みとして評価できます。</p> <p>一方で、現在接続料の算定に関する研究会で検討されている第3次報告書案の骨子 (以下「骨子」といいます。) においても、トラヒックの増大への対応は中小・大手を問わず行われる必要があることと、問題の本質は1契約あたりのトラヒックが伸びていることであることが示されています。</p> <p>骨子にもあるとおり、PPPoE方式を利用するすべての事業者にとって、本来の費用区分のNTE (C型等) で円滑なインターネット接続を提供できるようにすることは必須の課題です。</p> <p>2019年度接続料算定根拠によれば、NGNのNTEはNTT東西合わせて約1万1千台であり、骨子によれば直接接続をしている事業者数は80社、そのうち地域・中堅は63社とされています。63社が平均15台ずつ増設できたとしても、全体の</p>	<p>○ 本メニューは、ICTの普及を促進し地域活性化を期待されている地域事業者のニーズにお応えすべく提供しているものであり、本メニューの効果は、全ての区分のISP事業者 (地域/中堅/大手) ではなく、地域事業者の範囲で測るべきものと考えます。なお、当社の試算によると、地域事業者 (15事業者) が30台までは300セッションで増設可能な今回のメニューを最大限活用して網終端装置を増設した場合、2019年2月末時点で設置している台数と比べ60%増加可能という効果が得られる見込みです。</p> <p>当社としては、接続事業者が自由に増設できる接続メニュー (D型) の提供、増設基準セッション数の緩和やIPoEへの移行といったこれまでの取り組みに加えて、本メニューの提供により、全ての区分のISP事業者 (地域/中堅/大手) において、今後のトラヒック増に対して柔軟に対応が可能なものと考えています。</p> <p>さらに、本メニューの提供以外にも、PPPoE方式においては、今後トラヒックレポートシテムの更改によって5分毎のデータの提供を行う予定であること、トラヒックデータの客観</p>	<p>○ 網終端装置に係る接続メニューについて、インテネットトラヒックの増加に対応するため、地域事業者向けの新たな区分が追加されたことについては評価します。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、実際の通信量の状況等を確認しつつ、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、NGNにおけるトラヒック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが必要であり、総務省においては、これについてフォローアップを行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>効果は限定されてしまいます。</p> <p>大手事業者を中心に、PPPoEの平均トラフィックの伸びが鈍化したとの資料も NIT 東西からは示されていますが、これをもって現状の増設基準が十分であるとはいえません。IPoE への移行の方針の有無は事業者によって異なりますし、当協会の複数の会員からも、混雑している NTE はトラフィックが頭打ちになって増えないので、統計上伸びが鈍化して見えるのではないかと指摘があります。事業者によっては NTE がポトルネックになっているため、帯域制御装置を導入してトラフィックを抑制している場合もありますが、この場合も統計上、トラフィックの伸びは鈍化して見えます。</p> <p>よって、今回の取り組みと並行して、すべての事業者に対する増設基準の緩和、さらにはトラフィックベースへの移行も進められる必要があります。</p> <p>また、トラフィックの増加に対応して、インタフェースが 10Gbps など、現在よりも容量の大きい NTE を設けるなどの対応も必要です。</p> <p>いずれにしても、骨子にも示されている通り、NTT 東西がトラフィックの状況に対応して適切な対応を行っていることについて、総務省には引き続き注視くださるようお願いいたします。</p> <p>今回、NTE の台数が東西各 30 台までは、増設基準を 300 セッションに大幅に緩和することが盛り込まれましたが、31 台目の増設は、最初の 1 台から通常の増設基準が適用されるため（2019 年 6 月 27 日 NTT 東西の説明会での説明）、例えば 30 台がギリギリ「満員」となった場合、利用</p>	<p>的なデータについては今後も定期的に総務省に對して報告していく考えであること、現在より容量の大きい網終端装置についても、具体的な要望をいただければ、要望内容に応じて金額・条件等を具体化の上、協議を行うこと、IPoE 方式においても接続事業者との新たな POI 増設に係る要望に関する協議を踏まえ、順次、POI の増設に取り組んでいくこと等、今後とも接続事業者と連携してトラフィック増への対応を行っていく考えです。</p> <p>なお、網終端装置がポトルネックでトラフィックの伸びが鈍化しているのご指摘について、トラフィック増に対する帯域制御装置の導入などの ISP 事業者の対応に連携して、当社も ISP 事業者が必要な網終端装置の増設が行えるよう取り組んでいく考えですが、仮に、網終端装置がポトルネックとなっっているような実態があるのであれば、ISP 事業者側から具体的なトラフィックデータを ご提示いただき、改善に向けた協議を進めさせていただきます考えです。</p> <p>また、当社は今後も PPPoE 方式・IPoE 方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れる ISP 事業者毎のトラフィックの状況や、ISP 事業者からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、継続して当社と接続する ISP 事業者と協議の上、そのご意見を参考にしながら、増加するトラフィックに対応可能となるような更なるセッション基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>本メニューの上限については、当社において 3</p>	<p>考え方</p>	<p>修正の有無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>者数は概ね 9 千人前後と見込まれますが、次の 31 台目を増設する場合、例えば増設基準が 4000 セッションの装置の場合、12 万 4 千人の利用者が必要になるなど、大きな開きがあります。この開きを埋めるための調整措置などが必要と考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>意見 2</p> <p>▲ 固定電話を維持して、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」は廃止すべき。</p>	<p>再意見 2</p> <p>▲ 「NTT 東日本及びNTT 西日本」が独占しているインターネットにおける既得権益での回線混雑が問題。</p> <p>▲ 国民が適切で安定的な通信品質を享受できるように、通信品質の指標の見える化のような仕組みができることを期待。</p> <p>○ 「5G (第5世代)」における構造では、「有線LAN 及び無線LAN」の「システム (方式)」をバランス良く導入するべきと、私個人は思います。具体的に、「有線方式及び無線方式」の構造の事例があります。(ア) 有線LANでの「FTTH (光ファイバー)」及び「CATV (ケーブルテレビ)」における「ケーブル回線 (IP網)」の構造。(イ) 無線LANでの「Wi-Fi (ワイアレスローカルエリアネットワーク)」における「通信衛星回線 (サテライトシステム)」の「GPS (グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP (GSM方式及びW-CDMA方式)」での「DFS (ダイナミックフレカンシーセレーション)」の構造。要するに、「NTT 東日本及びNTT 西日本」が独占している「ケーブル回線 (インターネット)」における「回線混雑」が問題と、私は考えます。「5G (第5世代)」における「回線 (サ-</p>	<p>考え方 2</p> <p>○ 十分な情報に基づく消費者の選択等を可能とするためにも、通信品質等に関する基礎的な情報が公開され、検証できることが重要と考えます。</p> <p>○ いただいた御意見は、今後の検討において参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>キット)の構造では、「有線LAN及び無線LAN」は、バランス良く導入するべきと、私は個人は思います。(個人(意見2と同一の方))</p> <p>○ データ駆動社会に向けて通信効率化を寄与する継続約款の修正の検討を頂き、一国民として感謝します。賛成の立場で、すこし異なる論点となるかもしれませんが、将来のための、アイデアを述べさせていただきます。活用できる部分があれば幸いです。</p> <p>データトラフィックの量の24時間変化で見ると、早朝と夜の間で4倍程度の差異があると聞きます。</p> <p>データを用いたサービスでは安定した瞬時通信速度(=ダウンロード速度)の実現が重要となりますが、実際の通信速度は、昼休みや夜間などに非常に遅くなるといわれています。</p> <p>電力品質の指標としては、 契約電力(kW) 電力量(kWh/月) 周波数変動(Hz) 電圧(V)</p> <p>などがあります。電力分野では、周波数や電圧の一定範囲に保つよう法律で定め、公的な送配電会社がいろいろな設備を用い運営しており、また、監督官庁である監視等委員会が、問題がないか確認する仕組みをつくり、国民に安定的な電力インフラを提供しております。</p> <p>一方、通信業界の通信品質の指標としては、 最大伝送速度(Mbps)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>伝送データ量 (GB/月) レスポンス (ms) 実データ速度 (Mbps)、ピーク時間帯の実データ速度 (Mbps) パケット廃棄率 (%)、輻輳率 (%) などがあります。データ通信を利用する立場のユーザにとり重要なものとして、ピーク時間帯でもある程度の通信がつかないことであると言えます。</p> <p>パケット廃棄の大量の発生や、輻輳の大量発生、急激な速度低下は、ある意味、ミクロの通信障害とも言え、これが増えたと実際の通信障害になる可能性がたかまると思われます。</p> <p>最終ユーザに対しては、通信事業者は、最大伝送速度や伝送データ量を示しているが他の通信品質については、明示されておらず、また外部に示されていないように見受けられる。</p> <p>今度の日本の通信インフラの発展にむけては、通信品質の指標の見え化を行うとともに、先に挙げたミクロの通信障害の発生についても事業者から報告を受けるような仕組みを導入することも有効であるかと考えます。</p> <p>営利企業は、売上をあげるための指標を用いませが、国民が適切で安定的な通信品質を享受できるように、我が国のためになるような仕組みが将来できることを期待いたします。</p> <p>(個人)</p>		
-	再意見3 ▲ 日本放送協会に関する意見	考え方3	
-	○ 日本放送協会に関する意見 (本案に対する意見ではないと思われため省略します。)	○ 本案に対する意見ではないと思われられた	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
	(個人計6件)	め、担当部署に適切に情報提供がなされることが適当と考えます。	

(案)

情 郵 審 第 * 号

令 和 元 年 8 月 * 日

総 務 大 臣

石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 多 賀 谷 一 照

印

答 申 書

令和元年6月21日付け諮問第3119号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の
変更の認可申請に関する説明
(網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加)**

令和元年8月

網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加について

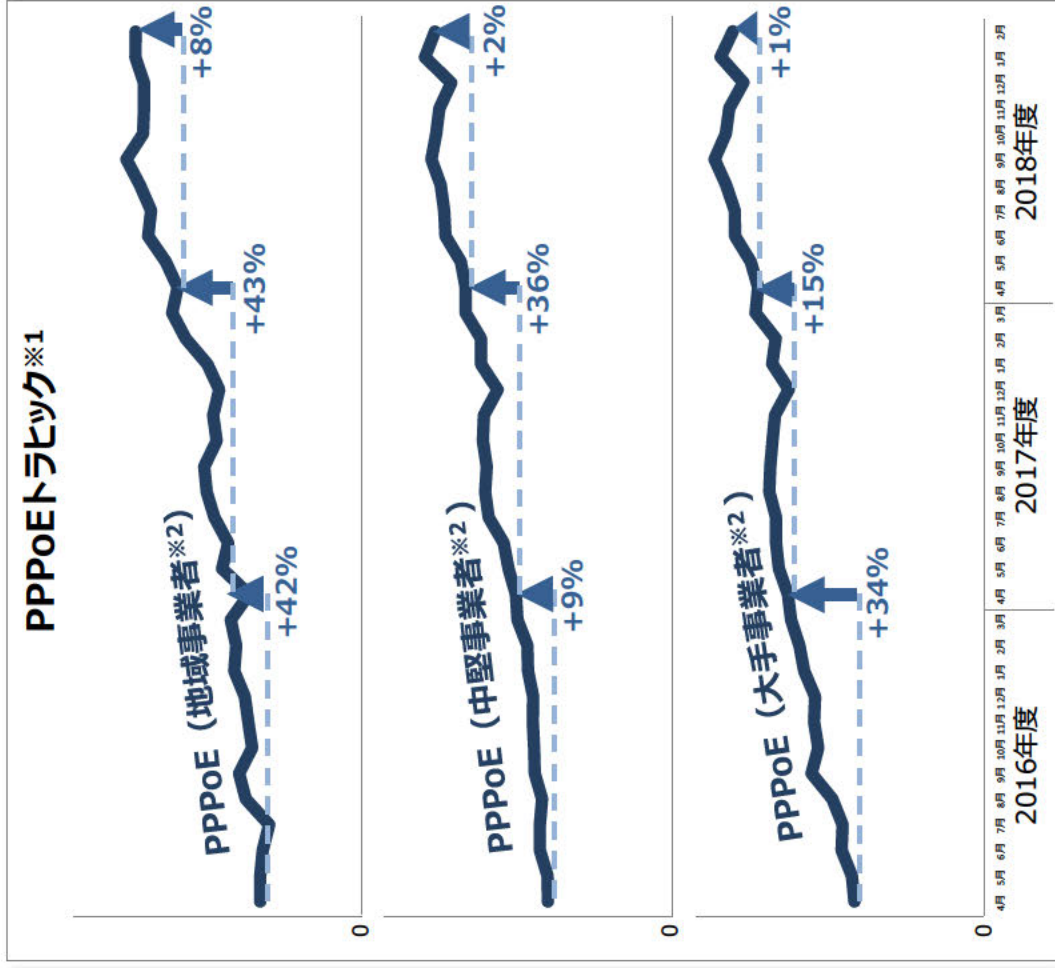
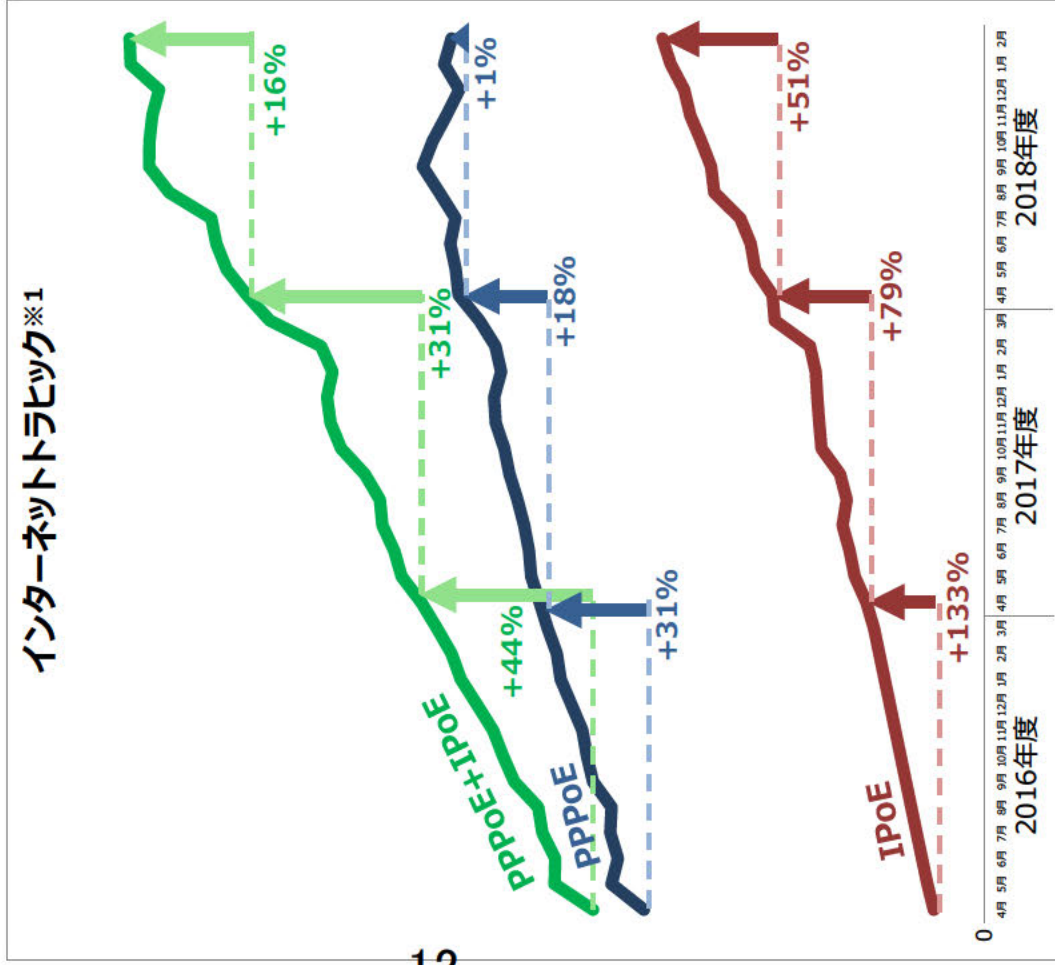
網終端装置に係る接続メニューについて、インターネットトラフィックの増加に対応するため、地域事業者向けの新たな区分を設ける。

- これまでNTT東日本・西日本においては、ISP事業者のニーズに応じた装置の大容量化等、様々なメニューを提供してきており、直近においても、以下の対応が行われている。
 - ・2018年4月：「自由に増設が可能となる網終端装置メニュー（D型）」提供開始
 - ・2018年6月：網終端装置の増設基準の見直しを実施（基準セッション数の20%引下げ）
- 一方で、インターネットトラフィックは依然として増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、更なる対応として、NTT東日本・西日本から、ICTの普及を促進し地域活性化を期待されている地域事業者[※]のニーズに応えるべく、増加するインターネットトラフィックに柔軟に対応可能であり、かつ利用しやすい網終端装置の新たな接続メニューを追加するとの表明があった。
- 具体的には、現に利用しているC型等・C-20型等の台数（増設基準ありのメニューの台数に限り、利用を開始していないが利用の申込みを行った台数を含む。）が別で定める台数（30台とすることを予定。）を超えない場合には、網終端装置の増設基準を緩和（300セッションとすることを予定）することである。
- NTT東日本・西日本は、このような取組やIPoEへの移行を柔軟に組み合わせることなどにより、全ての区分のISP事業者（地域/中堅/大手）が今後のインターネットトラフィックの増加に対して柔軟に対応可能となっている。

※ 大手事業者：全国提供かつIPoEを主力としている事業者
中堅事業者：全国提供かつPPPoEを主力としている事業者
地域事業者：特定エリアでサービス提供をしている事業者

NGNにおけるインターネットトラヒックの動向（NTT東日本）

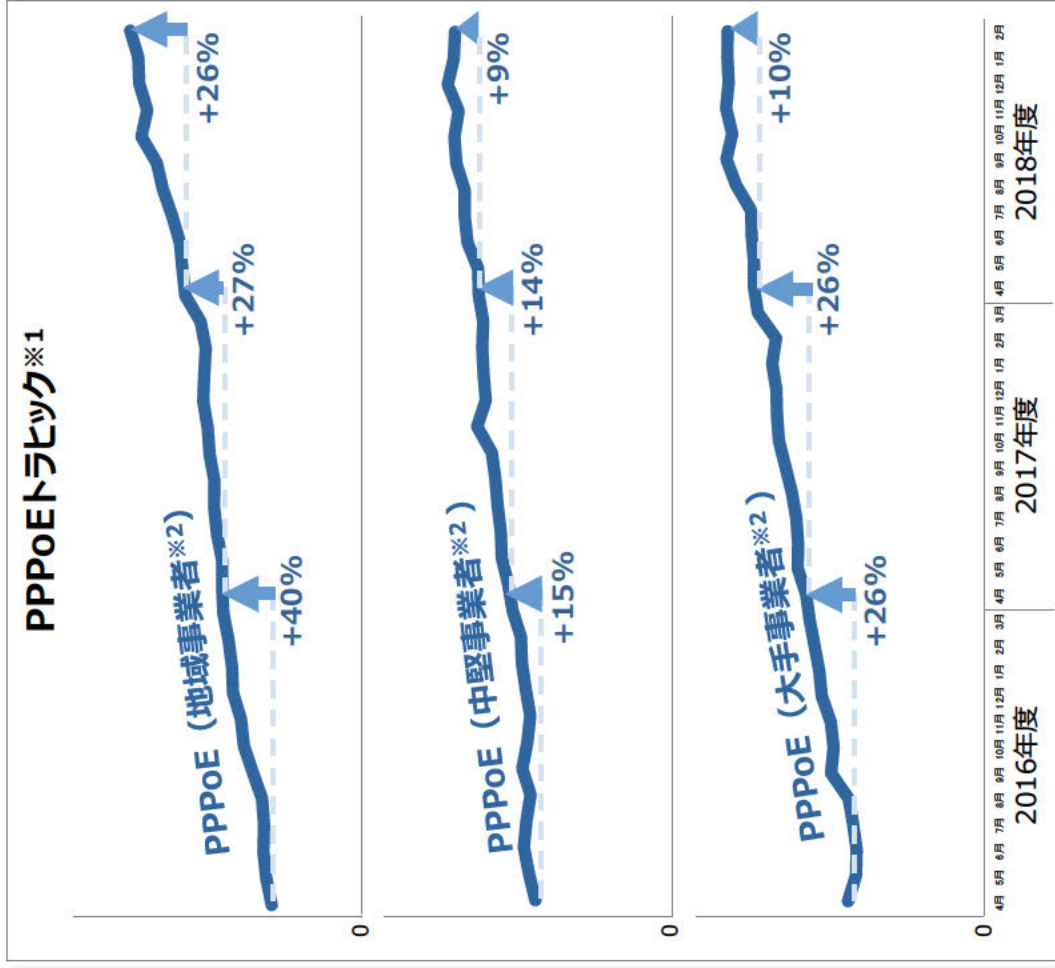
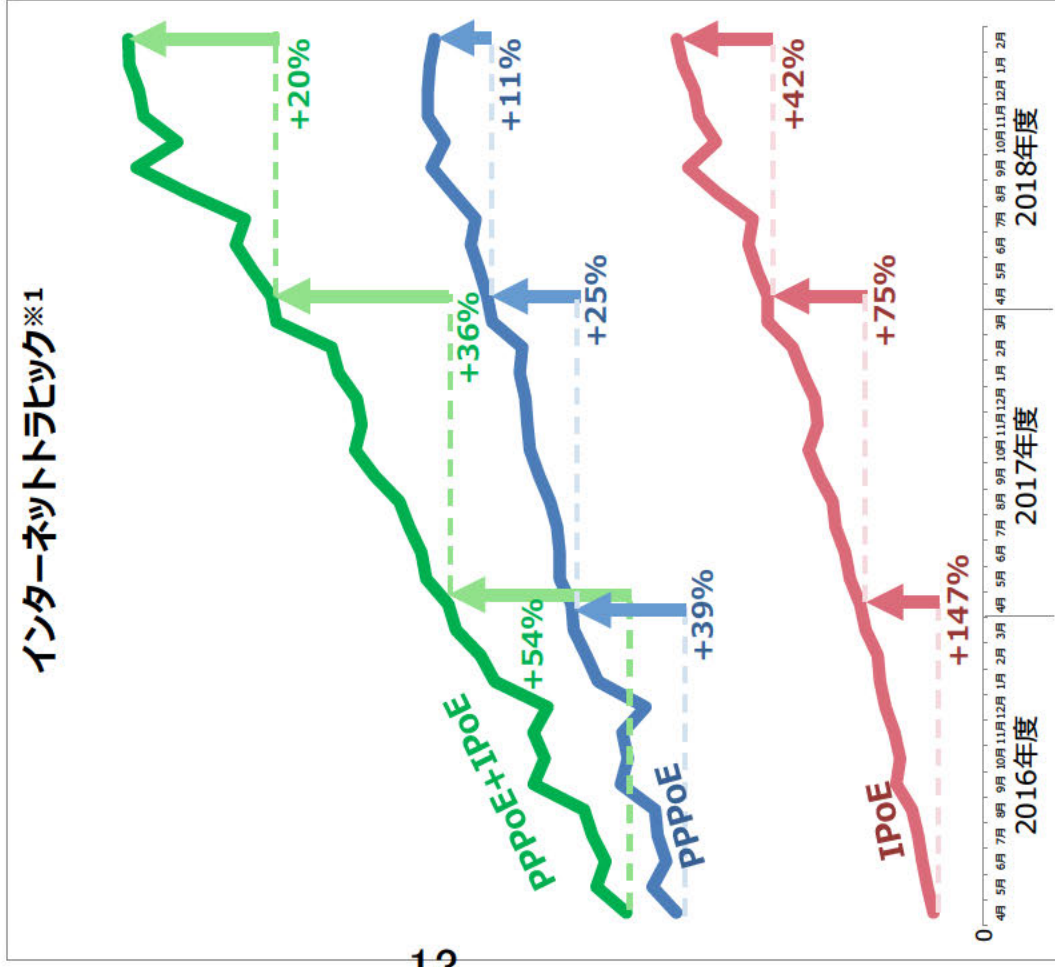
- ・インターネットトラヒックは依然として増加傾向にある。
- ・PPPoE方式においては、大手・中堅事業者と比べて地域事業者のトラヒックが増加傾向にある。



※1 NGN用網終端装置又はGWルータを疎通するダウンロードトラヒックについて、月毎の最繁時間のデータをプロットしたグラフ。また増加率は、年度毎の4月データを比較したもの。(2018年度は4月と2月データを比較したもの。)
 ※2 特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、全国提供かつIPOEを主力としている事業者を「大手事業者」と分類。

NGNにおけるインターネットトラフィックの動向（NTT西日本）

- ・インターネットトラフィックは依然として増加傾向にある。
- ・PPPoE方式においては、大手・中堅事業者と比べて地域事業者のトラフィックが増加傾向にある。



※1 NGN用網終端装置又はGWルータを疎通するダウンロードトラフィックについて、月毎の最繁時間のデータをプロットしたグラフ。また増加率は、年度毎の4月データを比較したもの。(2018年度は4月と2月データを比較したもの。)
 ※2 特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、全国提供かつIPOEを主力としている事業者を「大手事業者」と分類。

網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加について（NTT東日本）

現行

約款規定

機能名	増設基準あり				増設基準なし
	(53)ア欄				
メニュー名 ^{※1}	C型等		C-20型等		D型
	B型	C型	C-50型	C-20型	
増設基準セッション数	2,235	6,300	4,000	1,600	-

NTT東日本が別に定める基準

申請

14

約款規定

機能名	増設基準あり				増設基準なし
	(53)ア欄(イ) (一定台数 ^{※2} 超)				
メニュー名 ^{※1}	C型等		附則 ^{※3}		D型 ^{※5}
	B型	C型 ^{※4}	B型	C型	
増設基準セッション数	300	300	2,235	6,300	4,000
					1,600

NTT東日本が別に定める基準

※1 インタフェース帯域は、全て1Gbps

※2 NTT東日本・西日本が別に定める台数(30台と表明されている。)

※3 令和元年6月17日付け東相制第19-00023号により申請中の附則第5項

※4 接続約款の本変更案実施日以前に利用(申込みを含む。以下同じ。)を開始しているC-20型等を含む。(53)ア欄(ア)の機能を利用する場合、C型等へ自動的に移行する。)

※5 D型を利用している接続事業者について、改正規定の実施日から6か月(令和元年6月24日付け東相制第19-00029号の補正申請により、「3か月」から「6か月」に変更予定。)を経過する日までに申し出た場合であって、現に利用しているC型等の台数が別に定める台数までのときは、D型の利用から新区分の利用に変更することが可能。

網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加について（NTT西日本）

現行

約款規定

機能名	増設基準あり			増設基準なし
	(51)ア欄			(51)ウ欄
メニュー名 ^{※1}	フレッツ用	Ⅲ型/B型	C型	D型
増設基準セッション数	2,032	1,784	4,000	-

NTT西日本が別に定める基準

15 申請

約款規定

機能名	増設基準あり			増設基準なし
	(51)ア欄(ア) (一定台数 ^{※2} 以下)			(51)ウ欄
メニュー名 ^{※1}	フレッツ用	Ⅲ型/B型	C型	Ⅲ型/B型
	300	300	300	C型
増設基準セッション数	300	300	300	4,000
				D型 ^{※3}

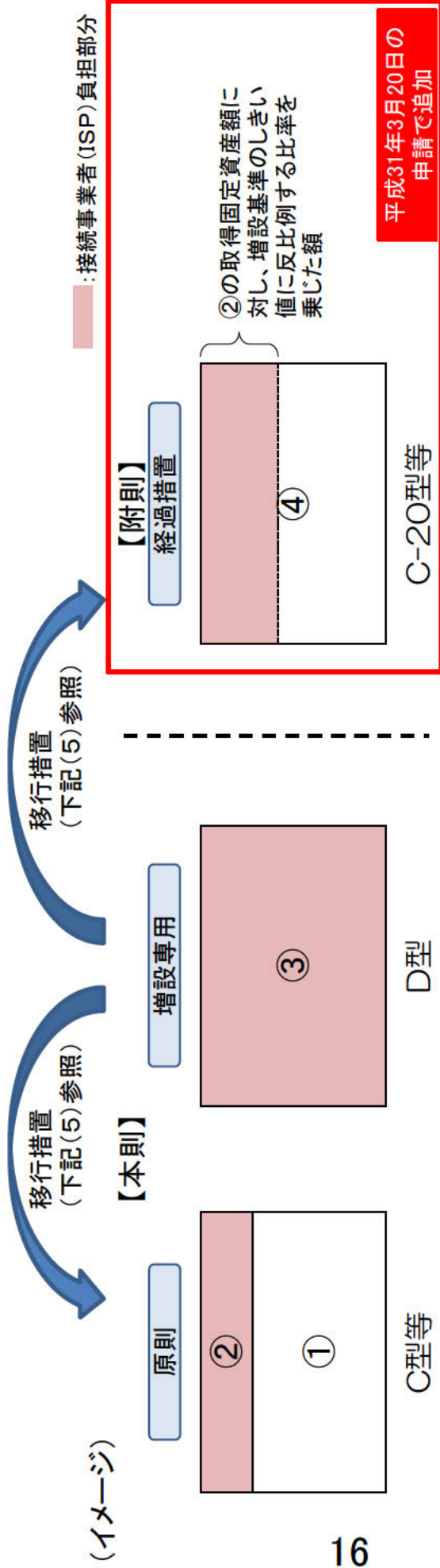
NTT西日本が別に定める基準

※1 インタフェース帯域は、フレッツ用が100Mbps、それ以外は1Gbps

※2 NTT東日本・西日本が別に定める台数(30台と表明されている。)

※3 D型を利用している接続事業者について、改正規定の実施日から6か月(令和元年6月24日付け西設相制第5号の補正申請により、「3か月」から「6か月」に変更予定。)を経過する日までに申し出た場合であって、現に利用しているC型等の台数が別に定める台数までのときは、D型の利用から新区分の利用に変更することが可能。

NTT東日本に対する行政指導「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)」(平成30年12月18日総基料第270号)により接続約款の定めと乖離していると判断された「C-20型等」について、継続提供を可能とするため次のとおり措置



【本則】

- ① 網終端装置のうちインタフェース相当以外の部分の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの)(網使用料)
- ② 網終端装置のうちインタフェース相当の部分の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの)(網改造料)
- ③ 網終端装置全体の負担を行うための機能(増設基準を設けないもの。接続事業者の要望による増設のためのものに限る。)(網改造料)

【附則】

- ④ 網終端装置全体の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの)(NTT東日本と他事業者が負担を按分。増設基準のしきい値に反比例する形で接続事業者の負担額が上昇。)(網改造料)

(1) 平成30年12月末時点でC-20型等を利用している接続事業者は④機能を利用しているものとみなす。

(2) ④機能の接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付は、平成32年6月末まで実施するものとする。

(3) 網終端装置の増設を申し込む際、既存の網終端装置について②機能から④機能に変更することができるものとする。(平成32年6月末まで)

(4) ④機能の接続料は、当該機能を利用する接続事業者とNTT東日本で増設基準に応じた按分して負担するものとする。

(5) D型を利用している接続事業者に関して、平成30年5月31日までに申込みがあった網終端装置について、改正規定の適用日から3か月(案のとおり答申され補正がされた場合には、6か月)を経過する日までに申し出た場合であって、平成30年6月1日時点におけるC型等又はC-20型等の増設基準を満たしているときは、D型の利用から、C型等又はC-20型等の利用に変更することが可能。

※ 本改定規定は、平成31年1月1日に溯及して適用。

今後のトラフィック増加への対応について

委員限り

- ・ NTT東日本・西日本から今後のトラフィック増加に対応する方向性を今後の大胆な予測値とともに聴取したところ、次のとおり。
- ・ 新たな区分に適用される増設基準（以下「新メニュー」という。）により相当の改善が見込まれるとともに、新メニューが適用されない接続事業者においても、IPoE等により改善されていく見込みであり、どの区分の接続事業者も柔軟に対応可能になるとの説明がなされた。

事業者区分	事業者数 ※1		今後のトラフィック増加の大胆な予測値を踏まえた想定される対応
	東	西	
地域事業者	15	24	<p>新メニューが適用される接続事業者のうち、3年後の帯域使用率※2が50%以下の者：約9割</p> <p>50%超70%以下の者：約1割</p> <p>（いずれも東西合計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 網終端装置に係る新メニューで帯域使用率改善可能 ・ 現時点においても、帯域使用率が低く、現行装置で対応可能 ・ IPoE事業者よりローミング提供を受けており、ISPの経営判断としてIPoE接続を推進
中堅事業者	11	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 網終端装置に係る新メニューで帯域使用率改善可能 ・ 現時点においても、帯域使用率が低く、現行装置で対応可能 ・ IPoE事業者よりローミング提供を受けており、IPoE接続の利用を柔軟に組み合わせながら対応 <p>⇒ 結果的に移行元であるPPPoEのスループットも改善可能</p>
大手事業者	9	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身がIPoE事業者として、IPoE接続を推進 ・ IPoE事業者よりローミング提供を受けており、ISPの経営判断としてIPoE接続を推進 <p>⇒ 結果的に移行元であるPPPoEのスループットも改善可能</p>

※1 1Gbpsのアクセスラインを収容可能な網終端装置を利用するISP事業者

※2 36か月分のデータを使用した単回帰式により機械的に算定したトラフィック・セッション数を用いて帯域使用率を予測。

帯域使用率は、1時間毎計測値による日毎ピーク値の1か月平均。

※3 IPoE接続予定事業者数を含む。

審査結果

(網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加について)

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、諮問第 3115 号について IP 網終端装置に関する部分が案のとおり答申された場合において、本件申請における改正規定のうち、附則第 2 項の規定中「3ヶ月」を「6ヶ月」にしたときは、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能に基づいて定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められている*と認められる。 ※諮問第 3115 号について IP 網終端装置に関する部分が案のとおり答申された場合において、本件申請における改正規定のうち、附則第 2 項の規定中「3ヶ月」を「6ヶ月」にしたとき。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)	—	変更事項なし
5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ)	適	【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 に係る事項】 変更事項なし 【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 3 に係る事項】 関門系ルータの増設に係る基準及び条件について、適正かつ明確に定められていると認められる。 【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号から第 12 号までに係る事項】 変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	—	変更事項なし
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。

<p>の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))</p>		
<p>8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))</p>	<p>適</p>	<p>特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。</p>